

三鷹市ソフトテニス連盟規約

第1章 総 則

第1条 この会は三鷹市ソフトテニス連盟と称する。

1. 設立年月日：昭和 28 年 11 月 8 日

第2条 この会は事務所を三鷹市ソフトテニス連盟会長宅に置く。

第2章 目的および事業

第3条 この会は以下の各項を目的とする。

1. 三鷹市に於けるソフトテニスの普及伸展を第一とする。
2. スポーツを生活の一部として会員の体力向上を図り、ソフトテニス技術の進歩発展に寄与する。
3. 会員相互の親睦を図る。

第4条 この会は前条の目的達成のため次の事業を行う。

1. ソフトテニス各種大会および対抗試合の実施、後援または協賛
2. ソフトテニスに関する指導講習会の実施または協力
3. 他団体との連絡協調
4. その他本会の目的達成に必要な事項

第3章 会 員

第5条 この会は以下の会員で構成する。

1. 団体会員

連盟に入会したソフトテニス団体に加入している者（以下、部員という）

団体は部員の中から理事と代議員を選出し、連盟の運営に寄与する義務がある。

2. 個人会員

三鷹市在住、在勤、在学の者、または、理事会が認めた者

第6条 新しく会員となるには、所定の加入申込書に次の項目を記入して入会金および会費を添えて申し込みを行うと同時に部員の登録を本会に行うこと。

(団体会員)

1. チーム名称

2. 代表者名

3. 連絡先（住所、電話番号、電子メールアドレス）

4. 部員名簿

氏名、性別、生年月日、住所、電話番号

在勤（在学）の場合は会社名（学校名）

5. その他必要と認められる事項

(個人会員)

1. 氏名
2. 住所、性別、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス
在勤（在学）の場合は会社名（学校名）
3. その他必要と認められる事項

第7条 この会の会員は次の場合脱会したものとみなす。

1. 会員から申し出があったとき
2. 会費を滞納し、納入の意思なしと認められたとき

第4章 役 員

第8条 この会に次の役員をおく。

1. 会長
2. 副会長
3. 理事長
4. 副理事長
5. 理事
6. 監事

第9条 会長および副会長は部員の中より総会の決議によって選出する。会長は、この会を代表して会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

第10条 理事は各団体から2名以上を選出し、総会の承認を得て会長が委嘱する。理事の互選により理事長1名および副理事長若干名を定め、会長が委嘱する。理事長は会長の命を受けて会務を執行し、理事会を招集して議長となる。副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。理事は理事会を組織して事業の執行を図ると共に、専門部会で会務を執行する。

第11条 監事は部員の中より選出し、総会の承認を得て会長が委嘱する。監事は会計を監査する。

第12条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

第13条 役員が任期満了する場合といえども、後任者が就任するまでは前任者がその職務を行わなければならない。

第14条 この会に顧問および参与若干名をおくことができる。顧問および参与は理事会の推薦により会長が委嘱する。顧問および参与は重要な事項について会長の諮詢に応ずる。

第5章 会議

- 第15条 会議は総会・理事会・常任理事会および専門部会、その他とする。
- 第16条 総会を分けて定時総会および臨時総会、その他とする。
- 第17条 定時総会は毎年度終了後1ヶ月以内に開催することを原則とする。臨時総会、理事会、常任理事会および専門部会は必要に応じ隨時これを開催する。
- 第18条 総会は会の最高決議機関であって、会長が招集し、役員および代議員を以て構成する。総会は役員と代議員の三分の二以上の出席または委任状を以て成立する。また、あらかじめ陪席希望を理事会に申し入れた者の出席は認めるが、発言権および議決権はない。議長は代議員より選出する。総会に参加しない個人会員への決議事項の周知は理事長の任とする。
- 第19条 代議員は各団体の部員の中から理事を除いて2名を選出し、着任前に登録するものとする。任期は2年とする。代議員は総会において発言権および議決権を有する。また、総会の決議事項を各団体の部員に周知させる義務を有する。
- 第20条 会議の議事は以下の条件で決する。
- 総会 : 役員と代議員の過半数の同意
他の会議 : 出席者の過半数の同意
いずれも、可否同数の時は議長が決する。
- 第21条 会議の議事については議事録を作成し保管する。
- 第22条 総会には次の事項を付議する。
1. 事業報告および事業計画の承認・歳入歳出・予算および決算の承認
 2. 役員の推薦
 3. 規約の改正
 4. その他会長が付議した事項
- 第23条 理事会には次の事項を付議する。
1. 総会に付議する事項
 2. この会の会務執行に関する事項
 3. 専門部会に関する事項
 4. その他
- 第24条 専門部会には次の事項を付議する。
1. 理事会に付議する事項
 2. この会の会務執行に関する事項
 3. 他団体との連絡・協調等に関する事項
 4. その他緊急事項で、会長が付議した事項
- 第25条 会長は会の運営の最高諮問機関として常任委員会を開催することができる。その人員構成は原則として会長・副会長・理事長・副理事長・各専門部長および体協派遺理事とする。

第6章 専門部

第26条 事業の執行を円滑に行うために、本会に以下の専門部をおく。

1. 総務部
2. 競技部
3. 記録部
4. 指導部
5. 会計部
6. ジュニア部
7. シニア部

第27条 専門部は理事により構成することを原則とするが、必要に応じ理事会の承認を得て適任者を選出し、会長が委嘱することができる。

第28条 各専門部に部長・副部長を互選により定め、会長の承認を得る。

第29条 専門部に関する細部規定は、三鷹市ソフトテニス連盟専門部規定として別に定める。

第7章 会計

第30条 この会の経費は入会金・賛助金・寄付金・補助金その他の収入により支弁する。

1. 会計部の担当がこれを管理する。
2. ジュニア部、シニア部の会計管理は別途各部の担当で行う。

第31条 この会の毎年度の歳入・歳出・予算および決算は理事会の決議を経て総会に認定を付議し、また歳入・歳出・決算は年度終了後、監事の監査を経て理事会の承認を得、総会の承認を得るものとする。

第32条 この会の会費は次によるものとする。

1. 年会費 団体：5,000円の普通会費と部員一人当たり300円の管理費
個人：2,000円（管理費300円込み）
とする。

2. 中学生の年会費を300円とする。

第33条 会費は毎年度初めに所定の額を払い込むものとする。

第34条 この会の会計年度は毎年3月1日に始まり、翌年2月末日を以って終わる。

第8章 特別会計

第35条 会計に別途、特別会計を設置する。

第36条 特別会計は、連盟創立周年記念行事資金等の積み立てを行うため、一般会計より分離し管理するものとする。

第37条 積立金は一般会計の年度決算後、剰余金より総会の承認を得て、特別会計に振り込むものとする。

第9章 表彰規定

第38条 下記条件を満たす会員に、功労者特別表彰を送る。

条件：4月1日現在、満80歳以上であること。

連盟登録が通算5年以上であること。

過去に功労者特別表彰（旧名称「高齢者特別表彰」）を受けていないこと。

表彰：当年度会員登録後の連盟主催大会にて行う。（大会不参加でもよしとする）

第10章 附 則

この規約に定めなき事項については会長がその都度これを定める。

この規約は昭和52年4月3日より改訂実施する。

この規約は昭和58年4月4日より改訂実施する。

この規約は平成6年4月4日より改訂実施する。

この規約は平成11年4月4日より改訂実施する。

この規約は平成11年8月21日より改訂実施する。

この規約は平成15年4月6日より改訂実施する。

この規約は平成29年4月3日より改訂実施する。

この規約は令和4年4月4日より改訂実施する。

この規約は令和5年4月3日より改訂実施する。

この規約は令和6年4月8日より改訂実施する。